法務教官B	法務教官B（社会人）	四　対象官職等政令第一条第二項第三号に規定する官職のうち、主として少年院における女子の在院者の矯正教育その他の処遇、少年鑑別所における在所者の観護処遇並びに刑事施設における女子の受刑者の改善指導及び教科指導に関する業務に従事することを職務とする官職
保護観察官		五　対象官職等政令第一条第二項第三号に規定する官職のうち、主として保護観察、調査、生活環境の調整その他犯罪をした者及び非行のある少年の更生保護並びに犯罪の予防に関する業務に従事することを職務とする官職
入国警備官採用試験		
警備官	警備官（社会人）	対象官職等政令第一条第二項第四号に規定する官職
（略）	（略）	（略）
海上保安学校学生採用試験		
船舶運航システム課程		一　対象官職等政令第一条第二項第十五号に規定する官職のうち、海上保安学校本科船舶運航システム課程学生の官職
航空課程		二　対象官職等政令第一条第二項第十五号に規定する官職のうち、海上保安学校本科航空課程学生の官職
情報システム課程		三　対象官職等政令第一条第二項第十五号に規定する官職のうち、海上保安学校本科情報システム課程学生の官職
管制課程		四　対象官職等政令第一条第二項第十五号に規定する官職のうち、海上保安学校本科管制課程学生の官職
海洋科学課程		五　対象官職等政令第一条第二項第十五号に規定する官職のうち、海上保安学校本科海洋科学課程学生の官職

法務教官B		男子の受刑者の改善指導及び教科指導に関する業務に従事することを職務とする官職
法務教官B（社会人）		四　対象官職等政令第一条第二項第四号に規定する官職のうち、主として少年院における女子の在院者の矯正教育その他の処遇、少年鑑別所における在所者の観護処遇並びに刑事施設における女子の受刑者の改善指導及び教科指導に関する業務に従事することを職務とする官職
保護観察官		五　対象官職等政令第一条第二項第四号に規定する官職のうち、主として保護観察、調査、生活環境の調整その他犯罪をした者及び非行のある少年の更生保護並びに犯罪の予防に関する業務に従事することを職務とする官職
（略）	（略）	（略）
海上保安学校学生採用試験		
船舶運航システム課程		一　対象官職等政令第一条第二項第十四号に規定する官職のうち、海上保安学校本科船舶運航システム課程学生の官職
航空課程		二　対象官職等政令第一条第二項第十四号に規定する官職のうち、海上保安学校本科航空課程学生の官職
情報システム課程		三　対象官職等政令第一条第二項第十四号に規定する官職のうち、海上保安学校本科情報システム課程学生の官職
管制課程		四　対象官職等政令第一条第二項第十四号に規定する官職のうち、海上保安学校本科管制課程学生の官職
海洋科学課程		五　対象官職等政令第一条第二項第十四号に規定する官職のうち、海上保安学校本科海洋科学課程学生の官職